

船員に関する特定最低賃金の審議について

- 国土交通大臣又は地方運輸局長等は、交通政策審議会又は地方交通審議会の調査審議を経て、船員に適用される特定最低賃金を決定（最低賃金法第35条第3項）
- 今回は、特定最低賃金が設定されている4業種（内航、旅客、遠洋まぐろ、大型いか釣り）のうち、2業種（内航、旅客）について、公労使委員（各2名）からなる専門部会を設置



最低賃金専門部会委員名簿

1. 全国内航鋼船運航業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄 司 る り	東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授
◎ 野 川 忍	明治大学法科大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

平 岡 英 彦	全日本海員組合 中央執行委員
和 田 文 男	全日本海員組合 国内局国内部長

(関係使用者を代表する委員)

蔵 本 由紀夫	全国海運組合連合会 副会長
山 本 廣	船主団体内航労務協会 専務理事・事務局長

◎専門部会長

2. 海上旅客運送業最低賃金専門部会委員名簿

(敬称略、五十音順)

(公益を代表する委員)

庄 司 る り	東京海洋大学学術研究院 海事システム工学部門教授
◎ 野 川 忍	明治大学法科大学院 法務研究科教授

(関係船員を代表する委員)

住 成 信	全日本海員組合 国内局国内部副部長補
平 岡 英 彦	全日本海員組合 中央執行委員

(関係使用者を代表する委員)

江 口 清 徳	野母商船株式会社 常務取締役
黒 瀬 康 弘	商船三井フェリー株式会社 常務取締役 船舶部長

◎専門部会長